

茨城県動物愛護推進員設置要項

(目的)

第1条 この要項は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動愛法」という。）第38条に基づき委嘱する「茨城県動物愛護推進員」（以下「推進員」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(委嘱等)

第2条 推進員は、次のいずれかに該当する者のうちから茨城県動物指導センター長（以下「センター長」という。）が内申し、知事がこれを委嘱する。

- (1) 市町村長又は市町村教育委員会教育長から推薦のあった者
- (2) 推進員の公募に対して応募のあった者
- (3) 獣医師であって公益社団法人茨城県獣医師会長から推薦のあった者
- (4) 茨城県動物愛護推進協議会を構成する公益法人から推薦のあった者

2 前項で規定する内申は、委嘱時に次の各号をすべて満たす者であること。

- (1) 県内に在住し、18歳以上の者であること。（ただし高校生は除く。）
- (2) 動物の愛護と適正な飼養の推進に熱意と識見を有する者であること。
- (3) 県が行う動物愛護推進員養成講習会を受講した者であること。
- (4) 動物愛護行政の推進に協力できる者であること。
- (5) 狂犬病予防法、動愛法、茨城県動物の愛護及び管理に関する条例及び茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例の規定を遵守している者であること。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第2号の「暴力団員」に該当しない者であること。

3 推進員の委嘱は「委嘱状」（様式第1号）により、推薦は「推薦書」（様式第2号）により行うものとする。

4 推進員の委嘱にあたっては、委嘱しようとする者から「承諾書」（様式第3号）により承諾を得るものとする。

5 推進員の任期は3年以内とする。ただし、任期中に新たに推進員を委嘱するときの委嘱期間の満了日は、当該任期の期間の満了する日とする。また、推進員は再任できるものとする。

(推進員の解任)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する行為により、再三に渡り注意を受けたにもかかわらず改善が見られない場合には、推進員を解任することができる。

- (1) 推進員の業務範囲を著しく超える行為
- (2) 推進員としてふさわしくない行為
- (3) 第7条第1項の報告をしない、又はその報告内容が著しく乏しいもしくは虚偽である場合。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、推進員が前条第2項のいずれかに該当しなくなったとき、本人からの申出があったとき又は必要と認めるときは、推進員を解任することができる。

3 前項の申出は、「辞退届」（様式第4号）により行うものとする。

4 解任は、「解任通知書」（様式第5号）により行うものとする。

(活動内容)

第4条 推進員は、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 県が主催する次の事業等への協力
 - ア 動物愛護フェア
 - イ 動物愛護啓発キャンペーン
 - ウ 犬のしつけ方教室
 - エ 動物指導センターが実施する譲渡事業の飼養管理及び譲渡の補助
 - オ 動物愛護管理推進計画に沿った取り組み
 - カ その他県が主催する事業
- (2) 公民館活動、自治会、子ども会、老人会、自治体、学校主催の催事等における次の活動
 - ア 動物愛護思想の普及
 - イ 動物の適正飼養に関する知識の普及
 - ウ 繁殖制限に関する知識の普及
 - エ 終生飼養知識の普及
 - オ 動物の譲渡に関する相談
 - カ 犬のしつけ方相談
 - キ 学校飼育動物の飼育ボランティア活動
 - ク その他動物愛護管理に関する知識の普及等
- (3) その他センター長が依頼する事項への協力

(遵守事項)

第5条 推進員は、動物の愛護及び適正な飼養に関する活動に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 活動を行う上で知り得た個人情報等は第三者に漏らしてはならない。
なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。
- (2) 活動にあたっては、個人の人格を尊重し、親切丁寧な態度で接するとともに差別的な扱いや不快の念を抱かせることのないよう注意しなければならない。
- (3) 推進員の身分を、第4条に定める活動以外の目的で利用してはならない。

(会議)

第6条 県は、必要に応じて推進員を召集し、会議を開催することができる。

2 推進員は、前項に掲げる会議に出席しなければならない。

(報告等)

第7条 推進員は、活動の実績を「動物愛護推進員活動報告書」(様式第6号)により、センター長に報告しなければならない。

2 報告の提出は、半期ごととし、半期終了月の翌月20日までにを行うものとする。

3 推進員は、その活動を効果的に進めるため、相互に連携し協力するよう努めなければならない。

(推進員の証)

第8条 推進員が業務に従事するときは、「茨城県動物愛護推進員の証」(様式第7号)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 第2条第5項の規定による任期が満了したとき又は第3条の規定により解任された場合は、茨城県動物愛護推進員の証を知事に返納しなければならない。

(推進員の証の再交付)

第8条の2 知事は、前条第1項の規定により交付された茨城県動物愛護推進員の証をき損し、汚損し、若しくは紛失した者から茨城県動物愛護推進員の証の再交付の申請があったときは、茨城県動物愛護推進員の証を再交付できる。

- 2 前項の申請は、茨城県動物愛護推進員の証再交付申請書(様式第8号)により行うものとする。

(報償費等)

第9条 県は、推進員が第4条に規定するいずれかの事業及び第6条第1項に規定する会議へ参加した場合は、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(実施細目)

第10条 この要項の定めるもののほか、その要項の実施について必要な事項は、保健福祉部長が別に定める。

付 則

この要項は、平成13年8月20日から施行する。

付 則

この要項は、平成15年12月9日から施行する。

付 則

この要項は、平成17年12月28日から施行する。

付 則

この要項は、平成19年12月26日から施行する。

付 則

この要項は、平成23年12月19日から施行する。

但し、第2条第5項(ただし書き以降は除く)は、平成24年4月1日からとする。

付 則

この要項は、平成26年12月18日から施行する。

付 則

この要項は、平成29年12月15日から施行する。

様式第1号（要項第2条）



委 嘱 状

殿

あなたに茨城県動物愛護推進員を下記の期間委嘱します

年 月 日 から 年 月 日 まで

年 月 日

茨城県知事

様式第2号（要項第2条）

年 月 日

茨城県知事 殿

氏 名

推 薦 書

茨城県動物愛護推進員設置要項第2条の規定に基づき、下記の者を動物愛護推進員として適性と認められるので推薦します。

記

ふりがな		職業	
氏 名	(男・女)		
生年月日	年 月 日生 (歳)		
現住所			
推薦理由			

様式第3号（要項第2条）

承 諾 書

茨城県動物愛護推進員設置要項の規定に基づく茨城県動物
愛護推進員に就任することを承諾します

年 月 日

住 所

氏 名

茨城県知事

殿

様式第4号（要項第3条）

茨城県知事 殿

辞 退 届

茨城県動物愛護推進員設置要項の規定に基づく茨城県動物
愛護推進員を下記の理由により、辞退いたします。

記

（理由）

以上

年 月 日

住 所

氏 名

様式第5号（要項第3条）

年 月 日

殿

茨城県知事

解 任 通 知 書

動物愛護推進員設置要項第3条の規定に基づき、第____期動物愛護推進員の
委嘱を下記により解く。

記

1 解任理由

茨城県動物愛護推進員設置要項第3条第____項（第____号）該当

理由：

2 委嘱年月日及び委嘱番号

委嘱年月日：

委嘱番号：

茨城県動物指導センター長 殿

氏 名 :

年度 上半期(4月～9月) 動物愛護推進員活動報告書

1 助言件数 (①～⑤を記入)

項目	動物種	回数	項目	動物種	回数	項目	動物種	回数
動物愛護	犬		適正飼養	犬		繁殖制限	犬	
	猫			猫			猫	
	その他			その他			その他	

※「回数」記入欄には次の助言回数により丸数字を記入してください

①:10回以下 , ②:11～30回 , ③:31～50回 , ④:51～100回 , ⑤101回以上

2 茨城県動物指導センターへの協力 (協力, 参加した月に「○」を付ける)

項目\月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
ブロック会議						
譲渡会						
しつけ方教室						
啓発街頭キャンペーン						
動物愛護月間事業イベント						
【その他の協力】						
イベント名称	内容					

3 業務遂行上の疑問, 課題等について記載願います。

●報告期限 : 10月20日まで

(注意! 報告書を提出しないことは, 推進員の解任条件となっています。)

○提出先・問合せ先 : 茨城県動物指導センター 愛護推進課

TEL 0296-72-1200 FAX 0296-72-2271

茨城県動物指導センター長 殿

氏 名 :

年度 下半期(10月～3月) 動物愛護推進員活動報告書

1 助言件数 (①～⑤を記入)

項目	動物種	回数	項目	動物種	回数	項目	動物種	回数
動物愛護	犬		適正飼養	犬		繁殖制限	犬	
	猫			猫			猫	
	その他			その他			その他	

※「回数」記入欄には次の助言回数により丸数字を記入してください

①:10回以下 , ②:11～30回 , ③:31～50回 , ④:51～100回 , ⑤101回以上

2 茨城県動物指導センターへの協力 (協力, 参加した月に「○」を付けてください)

項目\月		10月	11月	12月	1月	2月	3月
譲渡会							
しつけ方教室							
全体研修会							
専門研修会							
【その他の協力】							
イベント名称	内容						

3 業務遂行上の疑問, 課題等について記載願います。

●報告期限 : 4月20日まで

(注意! 報告書を提出しないことは, 推進員の解任条件となっています。)

○提出先・問合せ先 : 茨城県動物指導センター 愛護推進課

TEL 0296-72-1200 FAX 0296-72-2271

様式第7号（要項第8条）

<表面>

茨城県動物愛護推進員の証

氏名 _____

上記の者は、茨城県動物愛護推進員であることを証する。

委嘱期間： 年 月 日～
年 月 日
茨城県知事

・顔写真
・上半身無帽
・3か月以内に撮影したもの

5 cm

8 cm

※写真サイズ：タテ3 cm，ヨコ2.5 cm

<裏面>

茨城県動物愛護推進員設置要項（抜粋）

（遵守事項）

第5条 推進員は、動物の愛護及び適正な飼養に関する活動に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 活動を行う上で知り得た個人情報等は第三者に漏らしてはならない。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。
- 2 活動にあたっては、個人の人格を尊重し、親切丁寧な態度で接するとともに差別的な扱いや不快の念を抱かせることのないよう注意しなければならない。
- 3 推進員の身分を、第4条に定める活動以外の目的で利用してはならない。

様式第8号（要項第8条の2）

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所

氏 名

茨城県動物愛護推進員の証再交付申請書

次のとおり、茨城県動物愛護推進員の証の再交付を申請します。

1 再交付の理由

き損 汚損 紛失

2 き損、汚損又は紛失した年月日

（添付書類）

- ・ き損し又は汚損した茨城県動物愛護推進員の証
- ・ 顔写真又はその電子データ（上半身無帽、3ヶ月以内に撮影したもの、写真の場合は横2cm×縦3cm）